

令和5年(ワ)第977号

権利制限処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子こと角本ゆう子

被告 日本共産党中央委員会・同兵庫県委員会・同東灘・灘・中央地区委員会
味口俊太

答弁書

2023年9月5日

神戸地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

〒560-0024 大阪府豊中市末広町2丁目1番4号

豊中末広ビル203号 豊中総合法律事務所

電話 06-6857-3900

FAX 06-6857-3902

被告日本共産党中央委員会訴訟代理人

弁護士 藤木邦顕



〒192-0046 東京都八王子市明神町4丁目7番地4号

八王子ONビル8階 八王子合同法律事務所

電話 042-645-5151

FAX 042-645-5236

同弁護士尾林芳匡



請求の趣旨に対する答弁

(本案前の請求の趣旨に対する答弁)

- 1 原告の被告日本共産党中央委員会に対する請求を却下する。
- 2 訴訟費用中、日本共産党中央委員会に対する請求にかかるものは原告の負担とする。

(本案の請求の趣旨に対する答弁)

- 1 原告の日本共産党中央委員会に対する請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

本案前抗弁の理由

原告の請求は、不明な点もあるが、①被告味口の侮辱及びハラスメントについての使用者責任、②被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会のなした権利制限措置の無効を理由としている。

しかし、第1に、党規約48条2項により原告に対する権利制限措置を決定したのは、被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会が独自にしたのであって、被告日本共産党中央委員会ではない。

党员の規律違反が問題になったときは、党規約50条で所属支部や地区委員会などが事実関係を調査し、処分を決定し、一級上の機関の承認を得て確定することになっている。本件において、党员である原告が勤務先である灘民主商工会から不祥事があるという理由で解雇されたということであれば、原告から話を聞くなどし、それが規律違反にあたるかどうか調査する必要があった。そして、その調査を党员として原告が所属する被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会が行うにあたり、同地区委員会が必要と判断し、党規約48条2項の党员の権利制限措置を独自に決定したものである。

第2に、被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会のなした権利制限措置は団体自治の範囲内である。最高裁も、「政党は、結社の自由に基づき任意に結成される政治団体で、議会制民主主義を支える重要な存在であるから、『高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない』という観点から、・・処分について、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、司法審査は及ばない」としている（最判昭和63年12月20日判決）。

請求原因の認否**第1 訴状請求原因第1事案の概要について**

日本共産党が灘民主商工会の実質的な上位組織であることを否認する。日本共産党も灘民主商工会も、それぞれの規約にしたがって自主的に運営されている団体である。灘民商と原告の関係および灘民商が令和5年5月9日に原告を解雇したことおよびその解雇理由については不知。

日本共産党東灘・灘・中央地区委員会が原告を権利制限措置にしたことは認めるが、権利制限措置にしたことは政党の内部問題であり、司法審査権は及ばない。

被告らが「灘民商と通謀し」たことを否認する。その余は不知。

原告が「味口から度重なる侮辱およびハラスメントを受けた」ことを否認する。被告日本共産党中央委員会が民法715条の使用者責任を負うとの点を争う。

被告日本共産党中央委員会が被告味口の行為につき、「使用者責任以上の報償責任を負う」ことを争う。

原告の灘民商に対する労働審判申立があったことは認める。

第2 請求原因第2 当事者について

- 1 原告についての記載につき、党員であったことは認める。東灘・灘・中央地区委員会は、原告を除籍し、その除籍は2023年8月25日確定している。
- 2 被告日本共産党中央委員会は、党規約第19条、第21条にもとづく党大会から党大会までの間の全党的な指導機関である。

被告兵庫県委員会は党規約第29条、第31条にもとづく兵庫県における党组织の指導機関である。

被告東灘・灘・中央地区委員会は、党規約第34条、36条にもとづく神戸市東灘区・灘区・中央区における党组织の指導機関である。

被告らは政治資金規正法上の届け出をしており、党規約47条によりそれぞれの資金と資産の管理権限がある。

- 3 被告味口については認める。
- 4 訴外灘民商について、助け合い運動に取り組む中小零細業者の非営利団体であることは認め、「実質的には日共の下部機関である」とことその他は否認

ないし不知である。

第3 請求原因第3について

1 「5月15日の竹田地区委員長からのLINE」について

第1段落 瀧民商の令和5年5月9日付け解雇通知兼損害賠償請求書でなした解雇通知が、同月5月9日に原告に到達したことを認める。

第2段落 同月5月15日に受領したLINEメッセージにより権利制限措置があったことを認める。竹田委員長のLINEメッセージにあるように、党员については党規約第5条、48条により、市民道徳と社会的道義に反する行為をした場合には、政党としても処分することがある。原告は党公認の県会議員候補として党员であることを明らかにしており、勤務先である瀧民主商工会から不祥事があるという理由で解雇されたということであれば、党規約の上からも、有権者に対する説明責任の上からも、事実を明らかにし、党規約にもとづいて処分すべきであれば、適切な処分をする必要がある。原告の党员としての所属組織である東灘・灘・中央地区委員会が、党規約第48条2項にもとづき、規約違反有無の調査にあたって党员としての権利制限措置をしたことは、当然の措置である。

2 「本件処分は無効である。」について

瀧民商が原告に対し、5点の解雇事由をあげて解雇通知をしたことは認められる。解雇事由の存否、したがって解雇の有効無効は原告と瀧民商の間で争われるべきものであり、認否の限りでない。

3 解雇理由の不存在

前項同様に瀧民商の解雇事由の存否については認否の限りでない。なお、日本共産党東灘・灘・中央地区委員会としては、瀧民商の解雇事由の不祥事の存否に関し、原告が解雇事由についての異論を持っているかもしれないと考え、独自に事実調査をする必要からその旨を伝えた。

4 「小括」につき、争う。

5 「違法な権利制限処分による慰謝料等55万円」につき、争う。

第4 「第4 瀧民商との通謀の上での違法な解雇」について

- 1 「背景事情」につき、解雇の無効をいうためであれば、被告日本共産党中央委員会としては認否の限りでない。
- 2 「被告らの不法行為責任合計 110万円」につき、通謀の事実を否認し、その余は争う。

第5 被告味口によるハラスメント

- 1 「はじめに」につき否認する。
- 2 「グループLINEへのセクハラ投稿」につき、原告が適示するLINEを被告味口が投稿したことは認めるが、被告味口が、「原告と被告味口が不貞関係にあるとの風評が存在するとの投稿をした」ことを否認する。
- 3 「日常的な侮辱、ハラスメント」について、否認する。
- 4 「必勝ポスターの破棄」につき、被告味口の発言、近藤の発言、原告が苦情を言った点は否認し、所有権が原告に帰属する点を争う。
- 5 「使用者責任」につき、被告味口が被告日本共産党中央委員会の被用者であることを争う。
- 6 「活動環境配慮義務違反（債務不履行責任）」につき争う。そもそも被告味口は原告にハラスメント行為をしていない。被告日本共産党中央委員会・同兵庫県委員会・同東灘・灘・中央地区委員会は、日常的に所属党員におけるハラスメント防止に心がけている。
- 7 「損害額合計 110万円」につき、争う。
- 8 「7付言（被告味口に対する処分の必要性）」につき、本件請求との関連性を争う。

第6 請求のまとめ 争う

第7 背景事情 原告に対する解雇の無効をいうためであれば、被告らとしては認否の限りでないが、「6 日共の非合法活動の義務」について、否認する。

以上